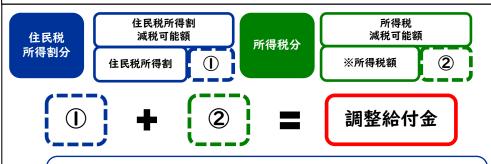
「調整給付金支給確認書」が届いた方へ



定額減税補足給付金(調整給付金)のご案内

「調整給付金」とは?

- 物価高への支援の一環として、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族 Ⅰ人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民 税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。
- その際、<u>定額減税しきれないと見込まれる方</u>に、<u>定額減税しきれない額を I</u> 万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。



※所得税額は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額で計算しており、令和6年分所得額が確定後に給付額に不足が生じた場合は、令和7年以降に追加給付を行う予定です。(時期詳細未定)

〈例〉4人家族(扶養3人)で、内一人が所得税3万円・住民税所得割

2万円 (いずれも定額減税前) の納税義務者の場合

○定額減税可能額

所得税分定額減税可能額:3万円×(本人+扶養親族3人) = 12万円 住民税所得割分定額減税可能額:1万円×(本人+扶養親族3人) = 4万円

- ○算出方法
- (1) 所得稅分定額減稅可能額(12万円)-所得稅額3万円=9万円
- (2) 住民稅所得割分定額減稅可能額(4万円)-住民稅所得割額2万円=2万円
- ○調整給付金の支給額
- (1) 9万円 + (2) 2万円 = 11万円

給付金の受給手続き

給付金を受給するには確認書の<u>返送が必要</u>です。必要事項を記入し、本 人確認書類等と一緒に同封の返信用封筒でご返送ください。

※ 受理後、順次審査を行い、概ね4週間程度で指定の口座に振り込みます。

添付書類

- (1) 本人確認書類の写し
 - ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、 介護保険証、パスポート等の写し(いずれか)つ)
- (2) 振込先金融機関口座の写し
 - ・通帳の見開きページの写し、キャッシュカードの写し(いずれか)つ)

提出期限

令和6年10月31日(木)【当日消印有効】

※期限を過ぎると給付金の受け取りができなくなります。

詐欺に注意!

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに市や県、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、市や県、国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。市からメールによる給付金のお知らせは一切行っておりません。

お問い合わせ

【申請手続きについて:社会福祉課】

住所:〒969-1151

本宮市本宮字千代田60-1 えぽか

電話:0243-24-5372

受付時間:平日8:30~17:15

【定額減税/支給金額について:税務課市民税係】

住所:〒969-1192

本宮市本宮字万世212 本宮市役所

電話:0243-24-5345

受付時間:平日8:30~17:15